



茨労発基第 1689 号
平成 26 年 11 月 25 日

各労働災害防止関係団体の代表者 殿

茨 城 労 働 局 長



平成 26 年度年末・年始労働災害防止強化運動の実施について（要請）

平素より、労働災害防止をはじめとする労働行政の推進にご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、茨城県内における平成 26 年の休業 4 日以上之死傷者数（10 月末現在）は、全産業で 2,152 人、対前年比で 55 人（2.6%）の増加となっています。主な業種をみると製造業、建設業、小売業において災害が増加しています。また、死亡者数は 34 人で対前年比 5 人（17.2%）の大幅な増加となっています。

当局におきましては、各労働災害防止関係団体等に対して、6 月に「労働災害減少に向けた緊急要請について」、8 月に「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請について」の要請文により、労働災害防止の取組をより一層強化するよう要請したところですが、要請後においても災害の増加傾向に歯止めがかからない状況となっており、憂慮される状況となっています。

また、年末年始は、あわただしく、大掃除や機械設備の保守点検・始動等、非定常作業が多くなることから、労働災害発生リスクが大きくなります。このため、普段にも増して作業前点検の実施、非定常作業における安全確認の徹底等に努めることが重要となります。

こうした状況を踏まえ、増加する労働災害に歯止めをかけ、各事業場における労働災害防止活動の取組を強化促進することを目的として、『平成 26 年度年末・年始労働災害防止強化運動』を展開することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましては、別紙実施要綱に掲げられている実施事項に関して、傘下の会員事業場に対して広く周知するとともに、労働災害防止に向けた取組を積極的に進めることを要請いたします。

（問合せ先）

茨城労働局労働基準部健康安全課
茨城県水戸市宮町 1-8-31
電 話 029-224-6215

※添付した実施要綱、災害統計等は茨城労働局ホームページに掲載しています。

平成26年度年末・年始労働災害防止強化運動実施要綱

茨城労働局

1 趣旨

茨城県内における平成26年の「休業4日以上死傷者数」(10月末現在)は、全産業で2,152人、対前年比で55人(2.6%)の増加となっている。主な業種をみると製造業、建設業、小売業において災害が増加している。また、「死亡者数」は34人で対前年比5人(17.2%)の大幅な増加となっている。

当局においては、各労働災害防止関係団体等に対して、6月に「労働災害減少に向けた緊急要請について」、8月に「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請について」の要請文により、労働災害防止の取組をより一層強化するよう要請したところであるが、要請後においても災害の増加傾向に歯止めがかからない状況となっており、憂慮される状況になっている。

また、年末年始は、あわただしく、大掃除や機械設備の保守点検・始動等、非定常作業が多くなることから、労働災害発生のリスクが大きくなる。このため、普段にも増して作業前点検の実施、非定常作業における安全確認の徹底等に努めることが重要となる。

こうした状況を踏まえ、増加する労働災害に歯止めをかけ、各事業場における労働災害防止活動の取組を強化促進することを目的として、『平成26年度年末・年始労働災害防止強化運動』を展開することとする。

2 実施期間 平成26年12月1日～平成27年1月31日

3 実施事項

(1) 労働局及び労働基準監督署の実施事項

ア 建設業

- (ア) 建設工事現場に対する局長パトロールを実施する。
- (イ) 北関東一斉監督(平成26年12月1日から12月12日)として、県内各署において集中的に建設現場に対する監督指導を実施する。
- (ウ) リーフレット(建設業版)により周知啓発を行う。

イ 製造業

- (ア) 製造業事業場集団を構成している工業団地に対するパトロールを実施する。
- (イ) リーフレット(各業種共通)により周知啓発を行う。

ウ 商業(小売業)

- (ア) リーフレット(各業種共通)により周知啓発を行う。

エ 年末・年始労働災害防止強化運動の取組要請

(ア) 本運動の取組を推進するため、労働災害防止団体及び事業者団体等に対して協力を要請する。

(イ) 各種会議、集団指導等のあらゆる機会をとらえ、本運動の実施趣旨及び具体的実施事項について、リーフレットを配布し周知徹底を図る。

(2) 関係団体に要請する事項

ア 傘下の事業場に対する周知徹底

イ 自主的なパトロール等の実施

(3) 事業場の実施事項

ア 経営トップによる年末・年始の「災害発生ゼロ」に取り組む決意表明を行う。

イ 経営トップ等による職場内の安全衛生パトロールを実施する。

ウ リスクアセスメントの導入を促進し、自主的な安全衛生管理活動の活性化を図る。

エ KY（危険予知）活動、作業開始前ミーティング等を実施し、職場の整理・整頓・清掃・清潔（4S）を徹底する。

オ 各種作業主任者、就業制限業務等における資格を確認し、選任や配置状況に応じた資格者の充足を行う。

カ 選任された作業主任者に対して、職務遂行を徹底させる。

キ 非定常作業の洗い出しと、非定常作業における災害防止対策の見直しを行う。

ク 機械設備に係る定期自主検査及び作業前点検を実施し、はさまれ・巻き込まれ災害等の防止を図る。

ケ 火気の点検、確認等、火気管理を強化する。

コ 交通労働災害防止ガイドラインに基づく各種項目を点検し、当該対策を推進する。

サ 健康的な生活習慣（睡眠や飲酒）等、生活リズムに関する健康指導を実施する。（メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策の推進）

シ 腰痛予防対策や受動喫煙防止対策を推進する。

ス 安全衛生旗の掲揚及び年末年始無災害運動ポスター、のぼり等を掲示する。

セ その他、労働安全衛生の意識高揚のための活動を実施する。

表1 茨城県内の労働災害発生状況(平成26年)

(平成26年10月末現在)

業種別	休業4日以上		死亡者数		増減			
	25年	26年	25年	26年	休業(%)		死亡(%)	
	1月~10月	1月~10月	1月~10月	1月~10月				
計	2,097	2,152	29	34	55	(2.6)	5	(17.2)
製造業	607	625	7	9	18	(3.0)	2	(28.6)
食料品	170	172	0	0	2	(1.2)	0	(0.0)
化学	51	53	2	0	2	(3.9)	-2	(0.0)
金属製品	131	114	1	1	-17	(-13.0)	0	(0.0)
建設業	259	287	9	8	28	(10.8)	-1	(-11.1)
土木	77	63	4	2	-14	(-18.2)	-2	(-50.0)
建築	117	142	2	3	25	(21.4)	1	(50.0)
その他	65	82	3	3	17	(26.2)	0	(0.0)
運輸交通業	334	314	4	3	-20	(-6.0)	-1	(-25.0)
道路貨物運送業	283	277	4	3	-6	(-2.1)	-1	(-25.0)
貨物取扱業	25	28	0	1	3	(12.0)	1	(0.0)
農林業	26	38	0	1	12	(46.2)	1	(0.0)
畜産水産業	93	83	0	2	-10	(-10.8)	2	(0.0)
商業	261	280	8	4	19	(7.3)	-4	(-50.0)
小売業	204	228	7	4	24	(11.8)	-3	(-42.9)
社会福祉施設	83	76	0	0	-7	(-8.4)	0	(0.0)
その他	409	421	1	6	12	(2.9)	5	(0.0)

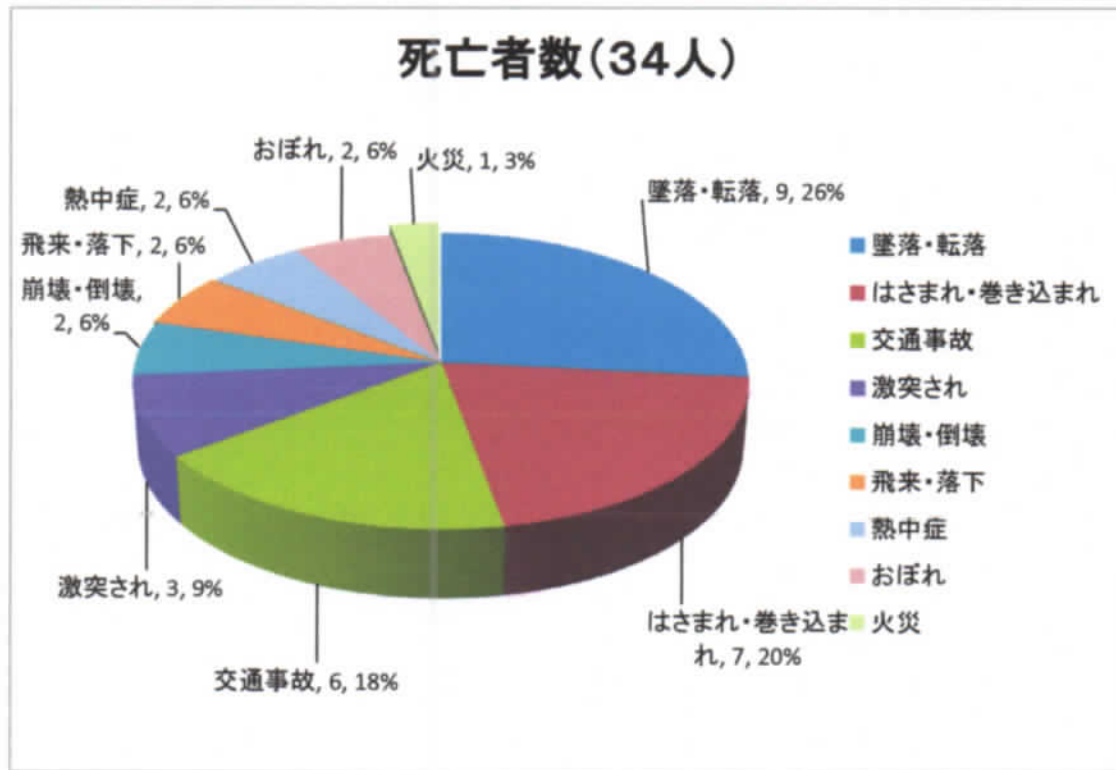
表2 茨城県内の労働災害発生状況(平成25年)

(確定)

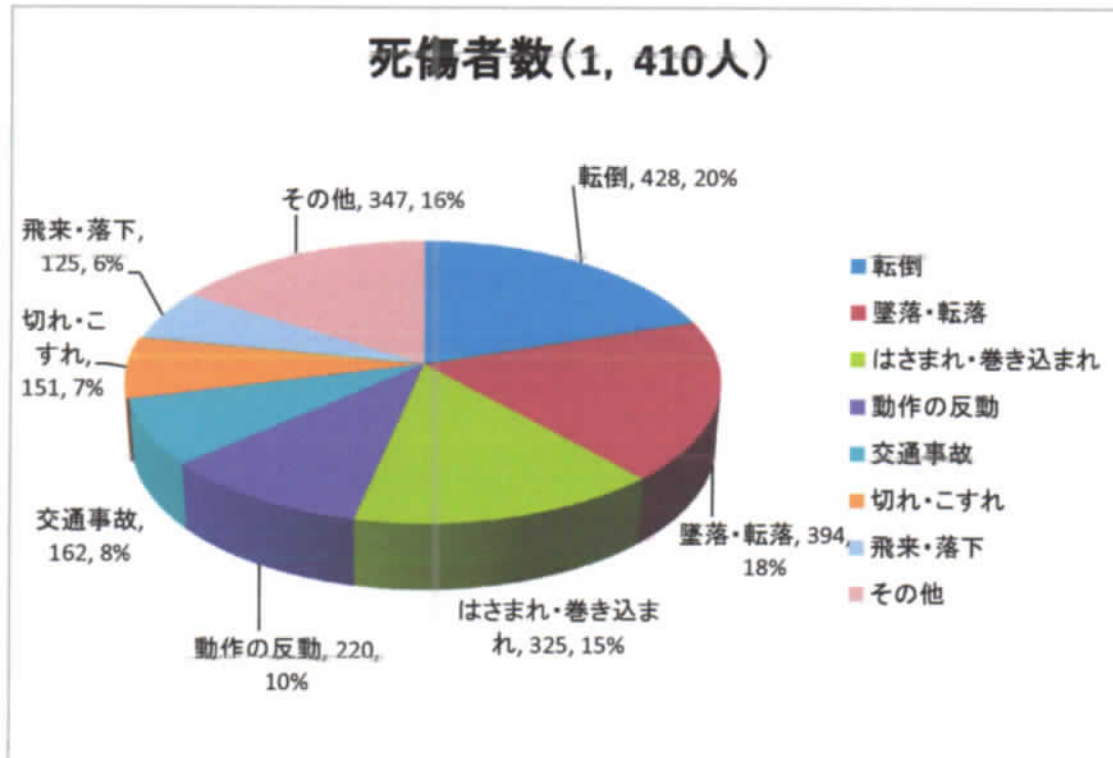
業種別	休業4日以上		死亡者数		増減			
	24年	25年	24年	25年	休業(%)		死亡(%)	
	1月~12月	1月~12月	1月~12月	1月~12月				
計	2,957	2,757	40	35	-200	(-6.8)	-5	(-12.5)
製造業	873	790	7	7	-83	(-9.5)	0	(0.0)
食料品	272	230	0	0	-42	(-15.4)	0	(0.0)
化学	70	60	2	2	-10	(-14.3)	0	(0.0)
金属製品	159	165	2	1	6	(3.8)	-1	(-50.0)
建設業	438	358	11	12	-80	(-18.3)	1	(9.1)
土木	109	101	7	4	-8	(-7.3)	-3	(-42.9)
建築	241	176	2	5	-65	(-27.0)	3	(150.0)
その他	88	81	2	3	-7	(-8.0)	1	(50.0)
運輸交通業	379	427	8	4	48	(12.7)	-4	(-50.0)
道路貨物運送業	327	371	7	4	44	(13.5)	-3	(-42.9)
貨物取扱業	33	31	0	0	-2	(-6.1)	0	(0.0)
農林業	54	41	2	1	-13	(-24.1)	-1	(-50.0)
畜産水産業	147	126	2	0	-21	(-14.3)	-2	(-100.0)
商業	358	346	6	8	-12	(-3.4)	2	(33.3)
小売業	283	272	6	7	-11	(-3.9)	1	(16.7)
社会福祉施設	118	109	0	0	-9	(-7.6)	0	(0.0)
その他	557	529	4	3	-28	(-5.0)	-1	(-25.0)

平成26年1月から10月の労働災害発生状況

1 死亡者数のグラフ



2 死傷者数のグラフ



平成 26 年 死亡 災害 事例

資料No.3

NO. 発生月 時間帯	職 種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型		災害の概要
			起因物		
No.1 1月 9～10時	上工 60歳代 18年	その他の建築 工事業	墜落・転落	屋根・はり・ もや・けた・ 合掌	鉄骨スレート屋根の倉庫解体工事において、被災者が屋根上で、80cm 間隔で設けられた母屋材に足を乗せスレート材(181cm×71cm)を外す作業を行っていたところ、スレートを踏み抜いて約7m 下のコンクリート床に墜落し、死亡した。 被災者が直前にいた場所には足場板(幅24cm、長さ400cm)が1枚設けられていた。
No.2 2月 14～15時	作業員・ 技能者 60歳代 8ヶ月	セメント・ 同製品製造業	激突され	フォーク リフト	工場内にて、コンクリート擁壁を製造する生コンクリートが入ったコンクリートバケットをフォークリフトで搬送していたところ、フォークリフトの前方に立ち入った被災者に接触、被災者は死亡した。
No.3 3月 14～15時	管理者 60歳代 22年	その他の事業 ーその他	おぼれ	水	毎月1回実施している川の水質検査のため、川岸からロープ付きステンレスバケツを川に投げ込み水を採取していたところ、川に転落しおぼれた。
No.4 3月 9～10時	型枠大工 20歳代 7年	鉄骨・鉄筋コ ンクリート造 家屋建築 工事業	崩壊・倒壊	支保工	トラッククレーンにて単管パイプ100本(約490kg)を、躯体外周の大引きの上に置き、被災者が玉外しの作業を行っていたところ、支保工が外側に向かって崩壊したため、高さ約3.9mの場所から墜落し、落下した単管パイプの下敷きになって死亡した。
No.5 3月 8～9時	貨物自動車 運転者 50歳代 25年	一般貨物自動 車運送業	はさまれ・ 巻き込まれ	トラック	トラックの積荷の確認のため、荷台のウイング部を少し開け頭を入れて目視していたところ、足でウイングの開閉スイッチを押してしまい、アオリとウイングにはさまれ、25日後に死亡した。
No.6 4月 17～18時	鍛冶工 60歳代 35年	機械器具設置 工事業	崩壊・倒壊	その他の装 置・設備	工場において、ガス溶断でスクラップバケツ(鉄くずを入れる鉄製容器、重量約50t)の解体を行っていたところ、円柱状の同バケツの一部(3.9m×2.19m×20mm、重量4.7t)が倒れ、鉄製のかごとの間にはさまれ死亡した。
No.7 4月 8～9時	金属工作 機械工 20歳代 9年	自動車・同付 属品製造業	飛来・落下	プレス機械	動力プレス(630t)でプレス作業の準備をするため、上下金型を取付け、試し打ちを行ったところ、上の金型が破損し、その金型破片が被災者に当たり死亡した。

NO. 発生月 時間帯	職 種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起因物	
No.8 4月 23～24時	自動車 運転者 30歳代 5年	その他の事業 —その他	交通事故 (道路) 乗用車・バ ス・バイク	労働者2人で乗用車にて走行中、電柱に衝突し、助手席にいた労働者が死亡し、運転者は負傷した。
No.9 4月 16～17時	その他の 作業員 50歳代 19年	採石業	はさまれ・ 巻き込まれ 掘削用機械	採石場で、堆積した砕石を除去するため油圧ショベルを運転しコンベアの下を通過させようと高さを確認していたところ、操作レバーを誤って作動させてしまい、コンベアの下フレームと運転席にはさまれて死亡した。
No.10 4月 9～10時	技術者 30歳代 5年	その他の 小売業	激突され 荷姿の物	フォークリフト(4t)を用いてトラックから精密機械(約1.5t)を降ろす作業中、当該機械をフォークリフトで持ち上げたところ、機械が落下し、フォークリフト付近で誘導作業をしていた被災者に当たり死亡した。
No.11 4月 8～9時	貨物自動車 運転者 50歳代 10ヶ月	その他の道路 貨物運送業	はさまれ・ 巻き込まれ トラック	トラックで配送作業中、配送先の敷地内(緩やかな傾斜)にトラックを停車し、エンジンを止めて降車したところ、突然、トラックが後退し始めたため、被災者はトラックを停止させようとして、トラックと道路脇の石垣の間に身体をはさまれて振り落とされ、トラックの前輪にひかれて死亡した。
No.12 5月 8～9時	作業員・ 技能者 20歳代 2年	その他の事業 —その他	おぼれ 水	岸壁に船を係留するため、被災者は船からバースへ向けて投げられた先端にゴム重りが付いたロープを、岸壁で拾おうとして海へ落ちて溺死した。
No.13 5月 13～14時	ダクト工 20歳代 1年	機械器具設置 工事業	墜落・転落 屋根・はり・ もや・けた・ 合掌	自動車整備工場の塗装ブース設置工事において、スレート屋根の上で排気ダクトの組立、取付け作業を行っていたところ、歩み板及びトタンの上を移動中に転倒し、トタンの横のスレートを踏み抜き、高さ9mの高さから墜落し死亡した。
No.14 5月 1～2時	自動車 運転者 30歳代 3年	その他の事業 —その他	交通事故 (道路) 乗用車・バ ス・バイク	運転代行の業務中、後方から来た乗用車に追突され、運転していた被災者が死亡し、同乗していた労働者も重傷を負った。
No.15 5月 16～17時	貨物自動車 運転者 60歳代 32年	セメント・同 製品製造業	墜落・転落 その他の装 置・設備	コンクリート片の処理機内部の清掃作業が終了し、処理機のカバー天板を元に戻すため、トラクターショベルのバケットで天板を持ち上げたところ、天板が傾いた。そのため、被災者がそれを直そうとして処理機の角パイプとショベルのバケットに足を掛けていたところ、バランスを崩し高さ2.45m下のコンクリート床に墜落し死亡した。

NO. 発生月 時間帯	職 種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型		災害の概要
			起因物		
No.16 5月 23～24時	作業員・ 技能者 50歳代 2年	その他の事業 ーその他	火災	送配線等	作業終了後、被災者は会社から借用している部屋に戻り、ベッドで寝ていたところ、延長コードから発火し、火災となって死亡した。
No.17 6月 16～17時	作業員・ 技能者 70歳代 19年	その他の建築 工事業	墜落・転落	屋根・はり・ もや・けた・ 合掌	スレート屋根葺き建物の漏水補修工事のため、2名でスレート屋根上で作業中、被災者はスレート屋根を踏み抜き、高さ約4.9m下のコンクリート床に墜落し、死亡した。
No.18 6月 15～16時	作業員・ 技能者 60歳代 5年	自動車・同付 属品製造業	墜落・転落	フォーク リフト	被災者はフォークリフトに取付た搬器に乗り、高さ6mの棚から部品の在庫を取り出した後、搬器を下ろすように合図し、フォークリフト運転者が搬器を下ろしていたところ、ドスンという音がした。確認したところ搬器内に被災者が倒れていた。その後、収容先の病院で死亡した。
No.19 6月 17～18時	製造工 30歳代 4ヶ月	その他の 木材・木製品 製造業	はさまれ・ 巻き込まれ	その他の動力 運搬機	木材加工ラインにおいて、木材を次のラインに投入する投入機に不都合が発生したため、投入機の内部に入ってトラブル処理をしていたところ、押込機とリフターのロールの間にはさまれ、死亡した。
No.20 6月 7～8時	運転者 50歳代 11年	一般貨物自動 車運送業	墜落・転落	トラック	積み荷の荷卸し待機中に、以前からトラックの荷台（ウイングボディ）天井部から雨漏りしていたので補修を行うため、荷台の屋根上（高さ3.3m）に上って作業を行っていたところ、墜落し死亡した。
No.21 7月 14～15時	土工 50歳代 33年	道路建設 工事業	高温・低温 の物との接 触	高温・低温 環境	道路工事現場において、草刈作業を行っていたところ、気分が悪くなり病院に搬送されたが熱中症により死亡した。
No.22 7月 23～24時	製造工 30歳代 15年	耐火物製造業	はさまれ・ 巻き込まれ	コンベア	被災者はベルトコンベア下の床を清掃作業中、ベルトコンベアとローラーに巻き込まれているところを発見された。
No.23 7月 11～12時	作業員 40歳代 10ヶ月	農業	墜落・転落	その他の一 般動力機械	ゴルフ場のコース管理業務において、被災者はコースの法面（約47度）を乗用芝刈機で作業中、車輪が浮いて、車体が傾き、車外に投げ出された。その直後に芝刈機が転落し、被災者の頭部に激突して死亡した。
No.24 7月 4～5時	配達員 70歳代 13年	新聞販売業	交通事故 （道路）	乗用車・バ ス・バイク	軽ワゴン車で新聞配達中、乗用車に追突され、死亡した。

NO. 発生月 時間帯	職 種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起因物	
No.25 8月 16～17時	作業員 40歳代 20年	その他の土木 工事業	高温・低温 の物との接 触 高温・低温 環境	ゴルフ場の生垣の剪定作業中、剪定した枝や葉を回収し、トラックの荷台に積み込んでいたところ、突然倒れ、翌日、熱中症の疑いにより死亡した。
No.26 8月 4～5時	配達員 60歳代 6年	新聞販売業	交通事故 (道路) 乗用車・バ ス・バイク	バイクで新聞配達中、片側2車線の右側を走行していたところ、後方から来た乗用車に追突され、死亡した。
No.27 8月 21～22時	作業員・ 技能者 50歳代 16年	自動車・同付 属品製造業	飛来・落下 エレベータ、リフト	自動車のアルミ製部品を製造する工程において、専用リフトによりアルミ原料を入れたバケツを、床から3mの高さにある溶解炉ホッパーまで引き上げ、投入したところ、バケツが下降しないため、被災者がリフト内部に立ち入った。その際、バケツが降下して激突し、死亡した。
No.28 9月 15～16時	作業員 40歳代 4年	港湾荷役業	激突され 荷姿の物	船倉から原木(1本:約12m、直径約70cm)を揚貨装置を用いて荷揚げ作業中、約10本の原木をクラブバケツでつかみ巻き上げたところ、原木が回転し、原木の端が船倉上部で合図を行っていた被災者に激突し死亡した。
No.29 9月 5～6時	作業員・ 技能者 30歳代 6年	畜産業	墜落・転落 その他の 環境等	馬のトレーニングセンター内で、調教中の馬が逃げているところを発見しコース内を確認したところ、被災者が倒れており、その後死亡が確認された。
No.30 10月 9～10時	事務員 30歳代 8年	その他の土石 製品製造業	はさまれ・ 巻き込まれ ローダー	事業場構内で、被災者が20mほど離れた場所にいた重機オペレーターに作業開始の合図を送っていたところ、別のホイールローダーが後退したため、ホイールローダーにひかれて死亡した。
No.31 10月 11～12時	とび工 50歳代 20年	その他の建設 業—その他	墜落・転落 作業床・ 歩み板	資材搬入のために使用したスカイブラットフォームを移動式クレーンにて移設するため、玉掛準備作業中、高さ約23mの搬入口より落下し死亡した。
No.32 10月 3～4時	配達員 60歳代 13年	新聞販売業	交通事故 (道路) 乗用車・バ ス・バイク	原付バイクで新聞配達中、酒酔い運転の乗用車に後ろから追突され、死亡した。
No.33 10月 13～14時	作業員 50歳代 2年	その他の金属 製品製造業	はさまれ・ 巻き込まれ フォーク リフト	フォークリフトで作業中、不具合のためフォークが降下しなくなったので、被災者はフォークの下に入り、油圧パイプの修理を行っていたところ、フォークが急降下し、はさまれ死亡した。

NO. 発生月 時間帯	職 種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起因物	
No.34 10月 5～6時	運転者 30歳代 7年	畜産業	交通事故 (道路)	子牛を運搬するため、高速道路を走行中、タイヤがパンクしたため、ハザードランプを点灯させ、速度を落として左車線を走行していたところ、後方から大型トラックに追突され、横転し死亡した。
			トラック	

事業者の皆様へ

年末・年始労働災害防止強化運動実施中

期間 平成 26 年 12 月 1 日から平成 27 年 1 月 31 日

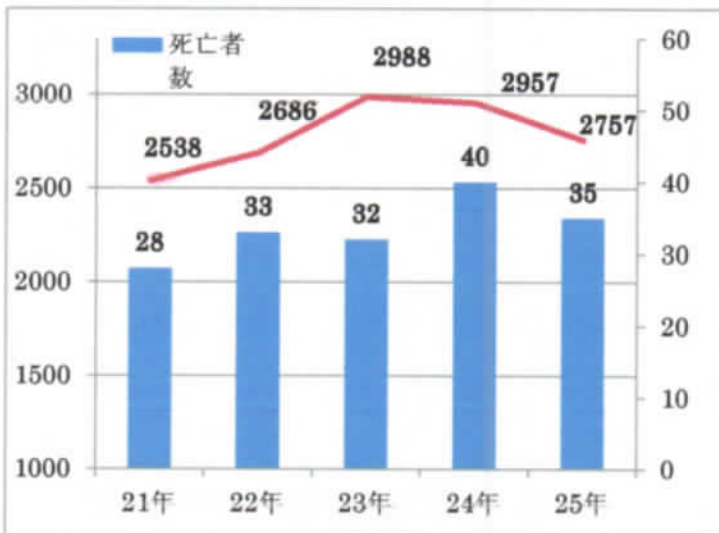


茨城県内の休業4日以上の労働災害は、平成24年、25年と死傷者数が続けて減少しましたが、本年においては、10月末現在で、**死亡者数と死傷者数がともに増加しており**極めて憂慮すべき事態となっています。労働災害の防止のためには、それぞれの事業場が安全衛生活動を総点検し、労使、関係者が一体となって労働災害防止活動を徹底していくことが必要です。

年末年始は、あわただしく、大掃除や機械の点検・整備など非定常時作業が多くなることから、労働災害のリスクが高くなりますので、作業手順の遵守や非定常時作業時における安全確保の確認等に努めることが普段にも増して重要となります。

事業者の皆様におかれましては、実施事項に基づき職場の総点検を実施する等、より一層の労働災害防止の取組をお願いいたします。

(県内の労働災害の推移)



	25年	26年	増減数
死亡者数	29	34	5
死傷者数	2,097	2,152	55

主な業種の休業4日以上の災害発生状況

業種	25年	26年	増減数
製造業	607	625	18
建設業	259	287	28
商業(小売業)	204	228	24

(上記の数値は、10月末現在)

事業場の実施事項

- 1 経営トップによる年末・年始の「災害発生ゼロ」に取り組む決意表明を行う。
- 2 経営トップ等による職場内の安全衛生パトロールを実施する。
- 3 リスクアセスメントの導入を促進し、自主的な安全衛生管理活動の活性化を図る。
- 4 KY(危険予知)活動、作業開始前ミーティング等を実施し、職場の整理・整頓・清掃・清潔(4S活動)を積極的に推進する。
- 5 各種作業主任者、就業制限業務等における資格を確認し、選任や配置状況に応じた資格者の充足を行う。また、選任された作業主任者に対して、職務遂行を徹底させる。

問合せ先 茨城労働局労働基準部健康安全課
水戸市宮町1-8-31
電話029-224-6215



茨城労働局・各労働基準監督署

主な業種の労働災害防止対策

1 製造業対策

製造業では、はさまれ・巻き込まれ災害、転倒災害、切れ・こすれ災害が多く発生しています。

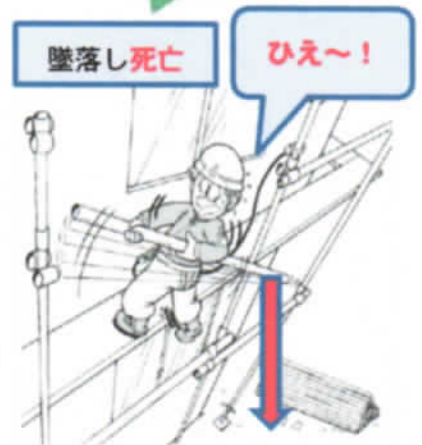
- (1) 機械設備の回転部分などに安全カバーを取り付けましょう。
- (2) 機械設備の点検・清掃を行うときは、必ず機械を停止させましょう。また、機械設備に非常停止装置が取り付けられているか確認しましょう。
- (3) 転倒災害を防止するため、作業面や通路の凹凸を補修しましょう。食品工場など水を扱う職場は滑り止めの作業靴を使いましょう。



2 建設業対策

建設業では、墜落・転落災害が多く発生しています。手すり等の未設置など墜落防止対策の不備が原因です。

- (1) 労働安全衛生規則で定められた構造の足場を設置しましょう。足場の設置が困難な場合は、親綱を張り、安全帯を使用しましょう。また、ヘルメット（保護帽）を着用しましょう。
- (2) はしごを使用するときは、転倒ないように固定しましょう。
- (3) 建設機械との接触を防止するため、立ち入り禁止措置又は誘導員を配置しましょう。
- (4) 掘削作業を行うときは、土砂崩壊防止のため、土止め支保工を設置しましょう。



3 道路貨物運送業対策

道路貨物運送業では、荷卸し作業やシートの掛け外し作業等でトラック等からの墜落災害が多く発生しています。これらの災害を防止するためには、運送事業者の努力だけでは難しく、荷主の方のご理解とご協力が必要です。

- (1) 荷台への昇降の際は、はしごや作業台を使用しましょう。
- (2) 積み込み場所等には、墜落防止のための親綱や簡易足場の設置を進めましょう。
- (3) ヘルメット（保護帽）を着用しましょう。



4 第三次産業対策

商業や社会福祉施設では、転倒災害が多く発生しています。特に、社会福祉施設では腰痛も多く発生しています。

- (1) 安全推進者を選任し、安全推進者が中心となって労働災害防止対策に取り組ましょう。
- (2) 転倒災害を防止するため、作業面や通路の凹凸を補修しましょう。
- (3) 4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動を積極的に推進し、作業に必要なスペースや安全な通路を確保しましょう。
- (4) 正しい荷物の持ち方など腰痛防止の教育の実施や腰痛防止体操を実践しましょう。

